

◎新潟県告示第859号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び三条地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

金剛谷（追加）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱14号と1号を平成12年4月18日新潟県告示第794号で指定した金剛谷急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域

加茂市

大字加茂字要害

176番 1号から6号まで

五番町

159番1 7号

大字加茂字要害

176番 8号

172番1 9号

172番子 10号

大字加茂字宮山

229番1 11号から14号まで